

品川区ホームページ広告掲載取扱基準

制定 令和8年3月19日室長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、品川区ホームページ広告掲載取扱要綱（平成15年品川区要綱第22号）に基づく広告媒体への広告掲載の可否の判断を行う基準として必要な事項を定めるものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 本区に掲載する広告は、社会的に信用度が高く信頼性の持てる情報でなければならないため、広告の内容および表現は、それにふさわしいものでなければならない。

(規制業種または事業者)

第3条 次のいずれかに該当する業種または事業者の広告は、区の広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく区長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取るまたは無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する。）
- (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）による再生または更正の手続き中の事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種および風俗営業類似の業種
- (5) 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）に規定する暴力団、暴力団関係者および暴力団関係者が関与する団体または企業
- (6) 消費者金融
- (7) 債権の取立て、回収、示談の引受け等を業とするもの
- (8) 商品先物取引に関するもの
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で連鎖販売取引と規定される業種
- (10) ギャンブル（公営競技および宝くじを除く。）に係る業種
- (11) たばこその他区民の健康上、好ましくないとと思われるもの
- (12) 興信所、探偵事務所等（私的な秘密事項の調査）に関する業種
- (13) 占い、運勢判断に関する業種
- (14) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (15) 結婚相談、交際紹介等に関する業種

- (16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業
- (17) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの
- (18) 法令等による規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種または事業者
- (19) その他広告として掲載することが不適當であると認められるもの

（掲載基準）

第4条 次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令に違反するものまたはそのおそれがあるもの
 - ア 法律で禁止されている商品または無認可商品、粗悪品および不適切なサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品またはサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨や肯定、美化したもの
 - イ 性に関する表現で、露骨、わいせつなものまたは裸体を含むもの
 - ウ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
 - エ 社会的に不適切なもの
- (3) 青少年保護および健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 水着または裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力・犯罪を肯定し、または助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力またはわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 政治性のあるもの
 - ア 公の選挙、投票の選挙運動もしくは投票運動に該当するものまたは該当するおそれがあるもの
 - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するものまたは該当するおそれがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
 - 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- (6) 社会問題についての主義主張
 - ア 個人または団体の意見広告
 - イ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

ウ 国内世論が大きく分かれているもの

(7) 個人または法人の名刺広告

単に個人の氏名または法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）を表示し、これを公衆に周知するもの

(8) 美観風致を害するおそれのあるもの

デザインおよび色彩が著しく派手で品を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの

(9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの

醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

(10) 基本的人権を侵害するもの

ア 人権侵害、名誉き損および各種差別的なもの

イ 第三者をひぼう、中傷または排斥するもの

ウ 第三者の氏名、写真、談話および商標、著作権その他の財産権を無断で使用したものまたはプライバシー等を侵害するものもしくは侵害するおそれがあるもの

(11) 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

(12) 消費者被害の未然防止および拡大防止の観点から適切でないもの

ア 誇大もしくは誤認を招くような表現または根拠のない表示のあるもの

イ 射幸心を著しくあおる表現のもの

ウ 虚偽の内容を表示するもの

エ 法令等で認められていない業種・商法・商品

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在および内容や目的が不明確な広告

キ 国、地方公共団体その他の公共の機関が、広告主またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他の公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）

ク 区の広告事業の円滑な遂行に支障を来すもの

(13) あたかも区が推奨しているかのような表現のもの

区名使用およびそれと類似の表現のもの

(14) 前号に掲げるもののほか、区ホームページに掲載する広告として不適当であると区長が認めたもの

（委任）

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は区長室長が定める。

付 則

この基準は、令和8年4月1日から適用する。